

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

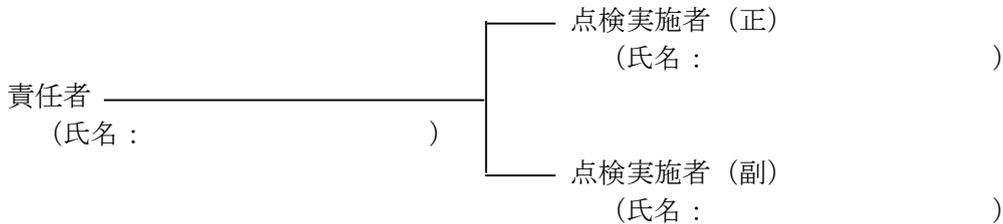
年 月 日			
笠 間 市 長 様			
届出者 住所 電話 () 氏名			
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 15 年総務省令第 143 号）附則第 3 項第 2 号の規定に基づき下記のとおり届け出ます。			
設置者	住 所	電話 ()	
	氏 名		
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
設 置 場 所			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 の 職 務 及 び 組 織			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 に 対 す る 教 育			
在 庫 管 理 の 方 法			
危 険 物 の 漏 れ が 確 認 さ れ た 場 合 に 取 る べ き 措 置			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

点検実施計画書

1. 点検実施体制

点検実施にあたり，責任者（事業署長等）は事業所の中からあらかじめ，正，副の点検実施者を定め点検が適正に実施される体制を整えなければならない。



2. 在庫管理の対象設備

当施設における点検管理の対象設備を下記に記載する。

●地下タンク

タンクNo.	油種名	容 量	構 造
		KL	一重殻・二重殻

●漏洩検査管

No. 1 ～ No. () 合計本数：() 本

3. 点検実施体制へ関与する者への教育体制

責任者は点検実施者に対し，以下の教育を実施するものとする。

対象者	実施時期	内 容
点検実施者	1回／年 対象者が交換した場合は，随時	(1)点検義務等に関する基本的事項 ⇒点検実施計画書の意義・目的の理解 ⇒点検管理に関する消防法の理解 ⇒点検管理の対象となる設備の理解 (2)在庫管理の点検方法及び記入方法 (3)漏洩検査管の点検方法及び記入方法 (4)異常時の対応 ⇒異常の判断基準の理解 ⇒異常時対応基準の理解

4. 点検方法

- (1) 漏洩検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵または取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。
- (2) 漏洩検査管点検方法
 - ・ 専用工具またはプライヤー等を使い、蓋を開ける。
 - ・ 漏洩検査管内に3～5 m程度の金属製巻尺または棒を挿入し、金属製巻尺等に油分が付着していないか臭いまたは目視で確認する。
- (3) 在庫管理の方法
在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ下記の測定機器・器具を用いて行うこと。

- 遠隔式液面計

地下タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が有線または無線で遠隔通信されている。屋内の液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測したデータは、必要に応じてプリントアウト（印刷）して確認する。

- タンク直上式液面計

地下タンク上部に設置された液面計測装置の数値を読み取り、在庫量を計測する。

計測に当たっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。

読み取り誤差がでないように、必ず液面計の真上から計器の数値を確認すること。

- 検尺棒

- ・ 検尺棒は、タンク容量に対して1/100以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。（例：10KLタンクの場合は、最小目盛り100Lで刻まれたものを使用する。）

- ・ タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測する。（なお、検尺棒の液面付近に、油の反応（変色）する薬剤を塗布して計測すると、より読みやすく、正確に計測できる。）

- ・ ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面がゆれているので、在庫量の計測は行わない。

- ・ 在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることとするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を10等分して読み取るようにする。（例：10KLタンクで、5100Lと5200Lの間に、付着した油の位置がある場合に、その位置がほぼ中間であれば5150Lと読み取る。）

5. 異常の判断

(1) 在庫管理の異常

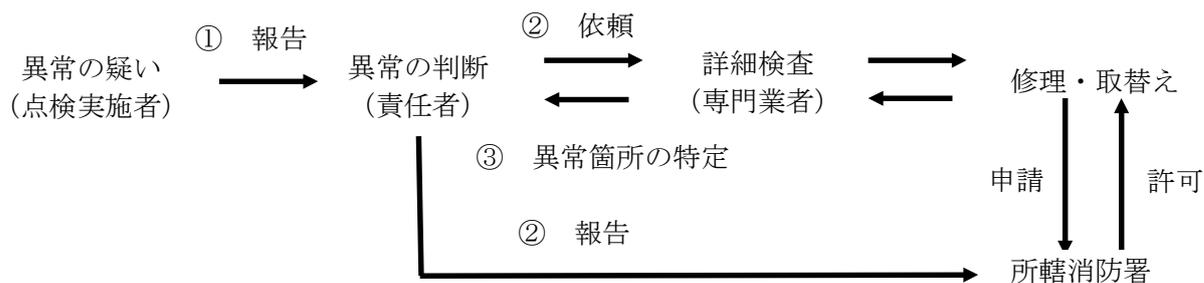
・週1回以上実施する在庫管理において著しい増減が発生した場合には異常と判断する。

(2) 漏洩検査管点検時の異常

・挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

・漏洩検査管から著しい油臭がするか、または挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合には異常と判断する。

6. 異常時の対応



- ① 点検実施者は上記5. に記されている異常が疑われた場合には、速やかに責任者へ報告する。
- ② 責任者は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏洩による異常であると判断された場合は、速やかに所轄消防署に報告するとともに、専門業者に精密検査を依頼する。
- ③ 専門業者は異常箇所の特定を行い、責任者に報告する。
- ④ 責任者は所轄消防署と相談の上、適切な修理・取替えを計画し、申請許可を受け、復旧工事を実施する。